

写

17農会第1542号  
平成18年3月8日

農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人 理事長 殿

農林水産省農林水産技術会議事務局長

「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の一部改正について

遺伝子組換え作物を用いて行う栽培実験(以下「栽培実験」という。)については、国民理解の下で円滑に行われるよう「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(平成16年2月24日付け15農会第1421号農林水産技術会議事務局長通知。以下「本指針」という。)を遵守の上実施するようお願いしているところです。

今般、新たな科学的知見等を基に、学識経験者等で構成される「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」検討会(以下「検討会」という。)の検討結果等も踏まえ、本指針を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上関係者への周知徹底をお願いします。

なお、検討会において、栽培実験の実施に当たって、より一層国民の理解を得る観点から、  
(1) 周辺同種栽培作物等とできる限り離すとともに、可能な場合は出穂期をずらす等の措置を組み合わせること  
(2) 周辺住民等に適切に理解してもらえるよう説明会等の実施方法を工夫すること  
という意見がありましたので、これらの点についても十分配慮の上栽培実験を行うようお願いします。

(注) この他、関係行政機関、団体等に対しても通知を發出。